

## 国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部の設置について

(平成 20 年 3 月 25 日省議決定)

- 1 発生が危惧される新型インフルエンザに対して、国土交通省としての対策をとりまとめ、省内一体となって対策に取り組む体制を構築するため、国土交通省に新型インフルエンザ対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長	土地・水資源局長
国土交通大臣	都市・地域整備局長
副本部長	河川局長
国土交通副大臣	道路局長
国土交通副大臣	住宅局長
本部員	鉄道局長
国土交通大臣政務官	自動車交通局長
国土交通大臣政務官	海事局長
国土交通大臣政務官	港湾局長
国土交通事務次官	航空局長
技監	北海道局長
国土交通審議官	政策統括官
国土交通審議官	政策統括官
国土交通審議官	政策統括官
官房長	気象庁長官
総括審議官	海上保安庁長官
総括審議官	国土地理院長
技術総括審議官	官庁営繕部長
建設流通政策審議官	情報管理部長
総合観光政策審議官	水資源部長
運輸安全政策審議官	技術審議官
総合政策局長	総括監察官
国土計画局長	

- 3 本部の事務は次のとおりとする。
  - (1) 新型インフルエンザに対する国土交通省の行動計画の作成又は改定に関すること
  - (2) その他新型インフルエンザに関する情報の収集及び伝達に関すること
- 4 本部の庶務は、関係局の協力を得て、政策統括官（危機管理室）において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。